

第2章 番方与力時代

1) 番方与力

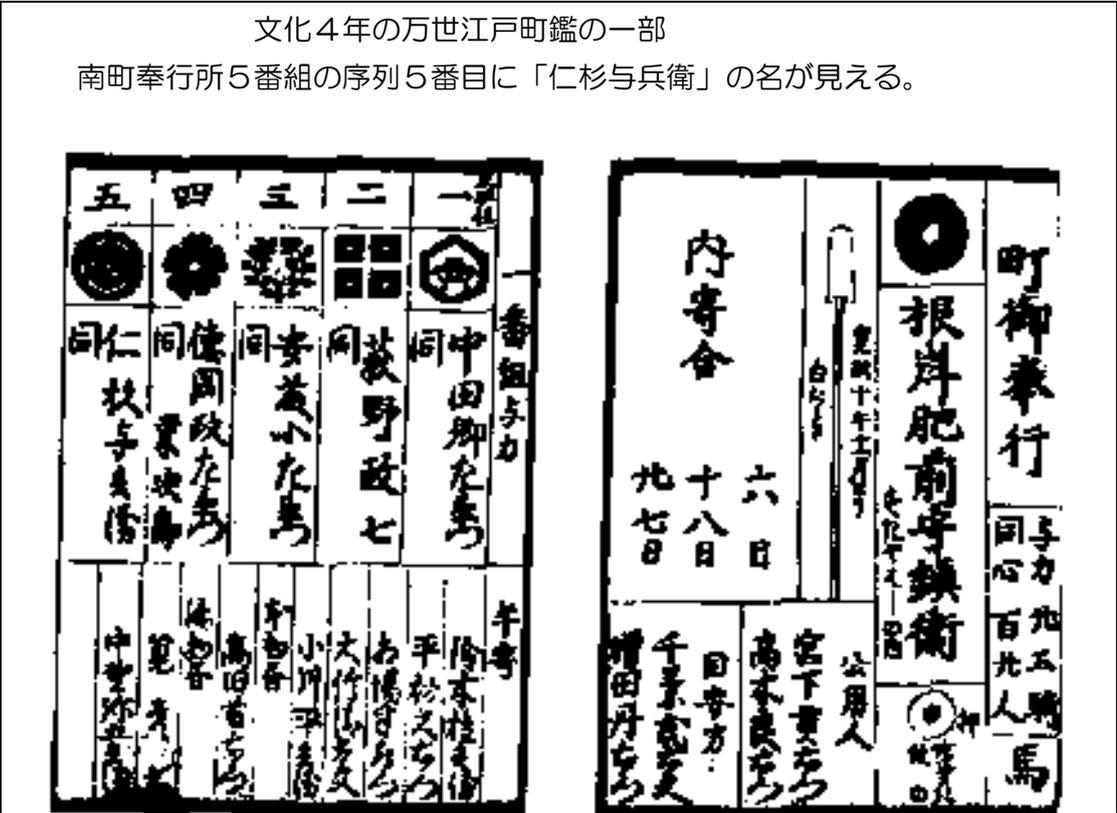
町奉行所の与力には少なくとも20種、時によっては30種にも達する職務分課があったが、このような役につくのはある程度の経験をつんだ与力であり、これらを役方与力という。本勤与力になりたての若い与力は「番方与力」と呼ばれ、奉行所の宿直当番、訴訟受付などを担当した。

些細な出来事ではあるが、番方与力であった五郎左衛門がこんな記録に名をとどめている。文化9年(1812)の12月22日、奉行所裏門の前に「捨訴」があった。

「捨訴」は署名もないまま奉行所など役所の前におかれたり、屋敷の中に投げ込まれたりする書類で、正規の訴状とは認められず、焼却してよいことになっていた。用人・宮下貢右衛門の命で、五郎左衛門は同じく当番与力だった荻野政七と若同心の大関波右衛門とともに、腰掛(御白洲横の待合所)前で定法どおりこれを焼却し、翌23日の朝、これを見届けた旨、荻野政七と連名の報告書を提出している。

文化九申年十二月廿三日朝

一昨廿二日御番所裏門前に捨訴これあるに付、例之通焼捨候様宮下貢右衛門を以って仰渡され、一封御渡し成され候間、当番荻野政七・若同心大関波右衛門召し連れ、腰掛前において焼捨て申し付け、見届け候上、左之通御届け申し上げ候事但焼捨の義は腰掛前へ少々穴を掘り、有り合せ之品にて焚付け候。尤右は下番より茶屋へ申し付け、諸事茶屋共が取計い候事(当番勤方大概 24)



2) 永代橋崩落事件

番方与力は、捕り物などの臨時出役を勤めたり、大きな祭礼や行事があればその警備にも狩り出された。

文化4年(1807)。この年、富岡八幡の大祭が久しぶりに開催された。天候不順で延びのびになっていた祭礼に詰めかけた群衆が永代橋に殺到し、その群集を載せたまま、橋の中央部から丸ごと崩落するという大事故が起きた。

降りつづいた雨がようやく上がり、祭礼の行列が永代橋を渡りはじめると同時に、見物をしようと待ちかまえていた群集が新堀町側からも深川側からも殺到した。しかし祭り当日の昼前、大川(隅田川)を一橋公が通過するため、永代橋が通行止めになってしまった。じれにじれた群集は、通行解禁になるやいなや橋上に殺到し、橋の中央付近では両側からの群集がぶつかりあい、身動きできない状況になった。

ついに正午過ぎ、その重みに耐えられなくなった橋は崩落してしまった。それでも事情のわからない東西の群集は橋を渡ろうと押しかけるから、崩落した現場では後ろから推された人々が次々に大川に転落してしまった。

死者900人、行方不明者を合わせると1500人以上という大惨事となったこの祭礼の警備に南北奉行所の与力同心が動員された。当時20歳だった与兵衛もまだ番方与力だったから、当然どこかで群集の警備をしていたことであろう。

当日、橋の西詰めで警備していた南町奉行所の同心・渡辺辺小兵衛は橋が崩壊しても次から次に押しかける群集をとめようと、橋の上で抜刀して振り回した。これを見た群集が後戻りを始めたため、更なる犠牲を何とか食い止めることが出来たと言われている。

3) 武藤兵之助出奔事件

この永代橋崩落事件があった文化4年(1807)10月、親戚(従弟と表記あり)の武藤兵之助というものが出奔し、義兄八右衛門と与兵衛に探索を命じる文書が残っている。

(仁杉家文書 裁許申渡覚)

内表紙に

文化四年	従弟武藤兵之助
出奔二付、土井大炊頭殿被仰渡、八右衛門并与兵衛江尋被仰付候一件	

とあり、合計13通の文書が含まれている。

これを要約すると次のようになる。

文化4年(1807)10月20日、老中土井大炊頭から丹阿弥を通じて町奉行根岸肥前守あて、

「小十人野間金三郎組武藤弥太夫の惣領武藤兵之助が出奔したので、仁杉八右衛門、与兵衛兩人に尋(探索)を命じる。今日より10日間探索をして、もし行方がわからなくてもその旨書付にて報告せよ」

という指示があった。

武藤と姓を仁杉家の親類縁者から探すと、祖父幸計の7女（八右衛門、与兵衛にとっては叔母にあたる）が小普請組武藤市之進の惣領・武藤富三郎に嫁いだとある。

このことから、兵之助は富三郎に息子、すなわち従兄弟の関係にあったと考えられる。兵之助の父は弥太夫となっているが、富三郎が弥太夫に改名したのだろう。

兵之助がどのような事情で出奔したのか不明であるが、町奉行所に親戚の与力がいることを知り、探索を命じたのである。このようなこともあって、それぞれの役所に勤める旗本、御家人には親類を届け出るようになっている。

10月29日、すなわち命令から10日後、八右衛門・与兵衛両名は「所々探索したが、今以って行方がわからない。引き続き鋭意探索するので日限猶予願いたい」という文書を奉行に提出、奉行はその旨老中へ届け出た。

11月11日、また「今もって行方がわからない、日限猶予を」という文書を出し、奉行からその旨届出。

11月21日、再び同じ内容の報告を提出、奉行から老中へ届け出。

11月23日、老中から「20日ほど猶予する」と達し。

12月13日、同じく「行方わからず」の報告、奉行から老中へ届出。

12月19日、老中から町奉行へ「これからも油断なく探索するように、永尋被仰付候」という申渡があった。

これに対して根岸肥前守から「両名にその旨申し渡した」という報告がなされた。

10月20日に探索命令を受けてから2ヶ月間、八右衛門・与兵衛が全力を挙げて探索したかどうかかわからないが、結局、見つからないなら仕方がない、ということになり、「永尋」扱いになった訳である。

4) 五郎左衛門襲名

この武藤兵之助尋ね一件があった年の12月、与兵衛幸生は、仁杉家の始祖・伊賀守幸通の嫡男で江戸における仁杉家の初代である幸高が名乗った五郎左衛門を襲名している。

この時代の人の実名で呼ばれる事は極めて稀で、普通は私的な場合も公的な場合も「通称」で呼びあい、役所での公式文書にも通称で記された。

大名や高級旗本の場合は官名、受領名などが通称名として使われる。例えば、天保改革を推進した水野越前守の実名が「忠邦」である事を後世の人はよく知っているが、同時代の人達は「越前守」は知っていても、その実名を知っていたのはほんの一握りだったと言われる。

官名などを持たない下級武士の場合も通称を持ち、多くの場合、代々おなじ通称を世襲したり、いくつかの通称を何代かおきに繰り返し使っている。

仁杉家の代々の通称は

(初代 伊賀守)

2代 与兵衛、五郎左衛門	3代 八右衛門
4代 与兵衛	5代 八右衛門、与兵衛
6代 清右衛門、幸右衛門	7代 辰次郎、五郎八
8代 五郎八郎	9代 与兵衛、五郎左衛門

である。

五郎左衛門は、この後、実名を幸生から幸信に改名しており、その生涯に次のように五つの名前を持っていた事になる。

天明7年—享和元年	幼名	常松	
享和元年—文化4年	実名	幸生	通称 与兵衛
文化4年—文政6年	実名	幸生	通称 五郎左衛門
文政6年 以降	実名	幸信	通称 五郎左衛門

この年、五郎左衛門は24歳、南町奉行所一番組で序列5番だった。

5) 叔父又市一件

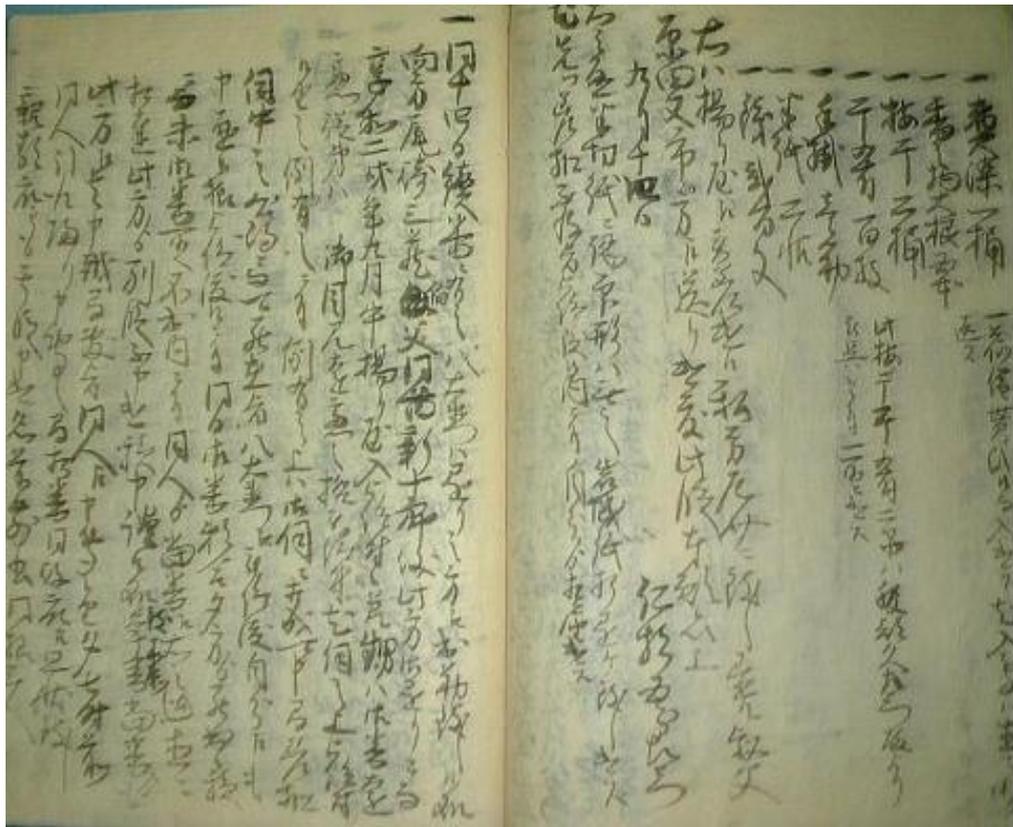
文化9年(1812)、まだ番方与力だった五郎左衛門の周辺にちょっとした事件が起きた。

五郎左衛門に又市という叔父がいた。他家に養子に行っていたが離縁になり五郎左衛門の厄介となっていたが、この又市が町奉行所の取調を受ける事件を起したのだ。

四番町歴史民俗資料館所蔵資料 仁杉家関連文書「覚書」に「又市吟味一件」という史料がある。この史料は、事件が発覚した9月12日から判決申渡の11月29日までの動きを克明に記録した五郎左衛門の「手控え」であり、五郎左衛門は自身の事を「自分」と称している。おそらく五郎左衛門自身が書いたものであり、今に残る文書としては数少ない五郎左衛門の自筆文書である。

又市は五郎左衛門の祖父・幸計の長男として生れた。本名を尚光、幼名を与次郎といい、長じて啓次郎と名乗った。啓次郎は病身だったのか、あるいは与力として跡を継ぐに必要な資質を持っていないと判断されたのであろうか、父の幸右衛門幸計は、又市が幼少の頃に長女(又市の姉)に婿を取り、仁杉家の跡継にした。これが後の五郎八郎幸堅、五郎左衛門の父親である。

義兄にあたる幸堅が当主となったので、啓次郎は幸堅宅に同居していたが、寛政7年(1795)、幸堅の母親の里方で、上州利根郡沼田に住む郷土須田加賀八の娘婿となった。



五郎左衛門自筆と見られる文書

町奉行所の与力の次男、三男は同じ町与力の養子か、同格の御家人の養子口を探すのが普通であるが、上州沼田という田舎町に住む郷土の家に養子になったのは、それなりの理由があったであろう。啓次郎はこの須田家の養子になった時に又市と改名した。養子になって14年目の文化6年（1809）、養親との折り合いが悪くなり、「養方不熟」という理由で離縁となり、江戸に戻って来た。

幸堅は既に引退し五郎左衛門の代になっていたので、「五郎左衛門厄介」となり、八丁堀の五郎左衛門の屋敷に同居していた。

事件の端緒は文化9年（1812）9月12日夜、同じ南町奉行所の与力蜂屋新五郎から届いた書状であった。この書状に

一貴殿宅に同居している叔父又市にお尋ねの儀あり、明日13日四つ時に出頭させるように

とあり、又市の出頭指示があった。

又市はその時病気だったので駕籠に載せ奉行所に出頭させたところ、

一ひと通りお尋ねの上揚り屋へ差し遣す

という申渡して、そのまま牢屋に入れられた。「揚り屋」は武士階級などが収容される牢舎で小伝馬町の牢屋敷内にあった。

縁戚の者が牢屋に入れられたので当主の五郎左衛門と、分家の吟味方与力八右衛門が連名で

—私共の叔父が揚り屋入りとなったので、差扣するべきか否か
という進退伺いを出したところ、奉行所から
—それには及ばず
との達しがあった。

同14日、五郎左衛門は牢にいる又市に左記のものを差入したいと願い出て許可されている。

布団、小袖、襦袢、布子各1、茶飯1桶、煮染1桶、香の物、大根5本、梅干2桶、干肴100、梅干と干肴、手拭1、半紙2帖、銭200文

このうち、茶飯1桶は北野町源兵衛を通じて坂本町の和泉屋という飯屋に注文、また梅干と干肴は服部久右衛門からのものとしている。

結局入牢期間は短くて済んだ。軽度の犯罪容疑者は「宿預け」といって身元の確かな者に預ける制度があった。又市は五郎左衛門の相役与力・本多弥太夫に「預け」となった。

15日になって年番与力から
—又市一件は備後守へ引渡しになった
と連絡があった。備後守とは北町奉行・永田備後守（文化8年4月26日から文政2年4月22日まで在任）の事で、この一件を南町奉行所で審理するには縁戚者（五郎左衛門、八右衛門）がいて差し障りがあるので北町奉行所に移管したのだ。

ちなみにこの時の南町奉行は耳袋としても有名な根岸肥前守鎮衛（寛政10年11月11日から文化12年11月9日まで在任）である。

この頃の五郎左衛門は一番組序列3番、八右衛門は五番組序列4番、蜂屋新五郎は五郎左衛門が属する一番組の支配与力、本多弥太夫も同じ組の序列5番の与力である。

容疑者を与力宅に預けた場合、「宅番」という制度があり、毎日交代で南町奉行所の同心が本多宅に警備に来ている。

又市はその後何回か北町奉行所に呼び出され取調を受けたが、時には五郎左衛門も付添いとして同道している。

11月2日、又市に付き添い北町奉行所に出向いた五郎左衛門は、玄関で自分の手札（身分証明書）を示し、半切紙に自分と又市の名前を書いた大手札を取次のものに差し出し、広間に又市を控えさせた。五郎左衛門は顔見知りの当番所などに挨拶に廻り、弁当を振舞われたが、又市は勝手下で小者林平に仕度させて昼食を取った、と記述されている。

北町奉行所での取調が終わり、又市は次のような口上書を提出している。これによれば事件の内容は次の通りである。

今年（文化9年）4月下旬、かねてより懇意にしていた絵師狩野素川方を訪ねたところ、素川は家督を子の狩野寿石に譲って隠居していた。

この時、又市は素川から、ある訴訟に「手入れ」をしてくれないかと持ちかけた。手

入れとは賄賂により訴訟を有利にすることである。素川が懇意にしているという馬喰町二丁目五郎兵衛店利兵衛からの依頼だという。

訴訟というのは、浅草田原町一丁目五人組持店茂右衛門の舅の文左衛門が下谷金杉町宇太右衛門店次郎兵衛から質物屏風の事で南町奉行所に訴えられ、茂右衛門は入牢、文左衛門は手鎖となっているという。

この刑を軽くするよう、又市の親戚で吟味を担当している与力・仁杉八右衛門に頼んで欲しいと利兵衛から依頼されたのだ。素川は八右衛門とは知り合いではあるがそれほど懇意ではないので、又市から依頼してくれないかというのだ。

しかし、かねてより

一吟味筋の事に関しての頼み事は決して取り次がないようにと、五郎左衛門から言われていたので、「それは出来ない」と即座に断り、素川も先方にその旨伝えることになった。

13日、又市はまた素川宅を訪ねた。この時、又市は素川に金を貸してくれるよう依頼した。五郎左衛門、八右衛門から手当(小遣)を貰ったら返済するという条件である。

翌14日、素川の使いの小者が1両を持って来たので、又市は小遣を貰ったら必ず返済すると書いた手紙を持たせた。

ところが素川は既に茂左衛門から10両を受け取っていた。素川は絵を描く事を頼まれており、この10両はその前受金だとしているが、茂左衛門は吟味筋手入れの音物(賄賂)として払ったと主張した。そしてその一部が又市に渡っており、その上、この一件がうまく落着いたら八右衛門に20両の謝礼を払うよう素川から言われているという。

結局、八右衛門がこの訴訟に手心を加える事はなかったため、この賄賂事件は成立しなかったが、このような状況の中で素川から借金する事は慎むべき事であった。

この事についてお詫びする。

文化9年11月2日

原田又市 印

ここでいう狩野素川とは、猿屋町代地狩野家五代目の狩野派画家で、幼名仙次郎、名は彰信、後に章信と改めた。大玄齋、素川と号す。

画法を信政に学び、若隠居して吉原の老姑を弟子にした。後に法眼となり幕府奥絵師に列せられる。明和2年(1765)生れ、文政9年(1826)歿、享年64歳。

11月28日夜、蜂屋新五郎から手紙が来て、又市に判決申渡があるので明29日九つ時(正午)、北町奉行所に付添人と共に出頭させるよう連絡があった。五郎左衛門は自分自身が付添い出頭すると返書し、翌29日昼、又市とともに北町奉行所に出頭し、次のような判決申渡を受けた。

町奉行 根岸肥前守組与力

仁杉五郎左衛門厄介いたし置候同人伯父 原田 又市

其方儀、浅草田原町一丁目文右衛門より下谷金杉上町次郎兵衛へ相懸け候質物出入の儀に付手入の儀、狩野素川申し聞け候節、及断程にて甥仁杉八右衛門へ申聞共心付も無之、其上金子手支候迄、右躰吟味物の儀相頼もの金子借受候段、紛敷致し方旁不念に付、急度叱り置。

町奉行所に勤めている甥二人（五郎左衛門、八右衛門）に働きかけて、訴訟を有利にして欲しいと頼まれたが、一応断った。しかしその当事者から金子を借りており、まさに判決の通り紛らわしい状況であったが、幸い「急度お叱り」という比較的軽い判決となった。

同じ日に関係者にも次のような判決申渡があった。

御絵師 狩野素川	押込
文右衛門	過料五貫文
茂右衛門	過料五貫文
利兵衛	過料五貫文

五郎左衛門、八右衛門はこの経緯を南町奉行、与力などに廻状で知らせ、通常業務に復帰した。

又市がその後どんな人生を歩んだか不明であるが、仁杉家過去帳に次のように記されており、終生仁杉家の厄介になっていたと推定される。

法名 良道居士 天保元寅年 12月2日 没 喜運寺

事件があった文化9年（1812）に54才とあるので、天保元年（1830）には72才となっている。当時としては長命であったが、生涯厄介者の不遇な人生であったことが想像される。